

年金委員制度をご存知ですか？

年金委員は、政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。

「年金委員」は、会社の事業主様や市町村等からの推薦により厚生労働大臣が委嘱します。事業主様からの推薦により厚生労働大臣から委嘱された年金委員は、主にその厚生年金保険の適用事業所において活動していただいております。少子高齢化にともない、年金制度の果たす役割はますます大きくなっています。

Q1：年金委員になる要件や設置人数に制限等がありますか？

A1：職場や地域において、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する方が推薦の対象となります。

「職域型」については、被保険者数に応じて以下のように1～2名の設置をお願いします。

- ・ 300人未満の被保険者を使用する適用事業所は1名
- ・ 300人以上の被保険者を使用する適用事業所は2名

Q2：年金委員を設置するとどんなメリットがありますか？

A2：年金制度を正しく伝えていくことは、公共サービスの一翼を担うものとなります。

年金制度は、老齢年金のイメージが強いため「お年寄りのための制度」と思われがちですが、万が一病気やケガによって障害を負われた場合の障害年金、亡なられた場合に遺族へ支給される遺族年金といった「もしものため」の制度でもあります。

事業主・従業員や地域住民の方から、「年金制度に精通した委員が身近にいるので、いつでも安心して年金制度に関する手続きなどについて相談ができ、非常に助かっている」などのお声をいただいております。

また、年金委員相互の研鑽などで、「年金制度に関する見識を深めることができる」「委員活動を通じて、幅広い人脈ができ、職場や地域において社会貢献ができる」などの評価をいただいています。

Q1：年金委員には報酬は支払われますか？

A1：年金委員は、その職務に関し報酬を受けない奉仕的な民間協力員となりますが、活動を行うための旅費などについては、予算の範囲内で支給されることとなっています。

事業主の皆様へ

年金制度に関する仕組みや各種手続き方法など、従業員の方々が知りたい情報や知識を有する社員が職場内にいることは、とても心強いものです。年金委員は、こうした期待に応えるための職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。また、現在、全国健康保険協会が設置している「健康保険委員」と兼務していただくことで、年金事業はもとより健康保険の推進や包括的な活動が可能となります。

制度の趣旨をご理解いただき、是非、「年金委員」の推薦をお願いします。